

大分県報

令和八年
第六九四号
四月三日

（金曜日）

目次

告示

- 自動車税に係る徴収金の収納事務の委託……………一
- 令和八年度大分県新規学卒者実態統計調査の実施……………二
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………四

公安委員会告示

- 乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意……………五

公告

- 競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………五
- 一般競争入札の実施……………七
- 総合評価一般競争入札の実施……………一〇

○告示

大分県告示第七十九号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に自動車税（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金の収納事務を委託した。
令和八年四月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地等

名称

事務所の所在地

委託の内容

令和八年四月三日

大分県報（告示）

一

| | | |
|------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 株式会社セブンーイレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町八番地八 | 〃 |
| 株式会社セイコーマート | 北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 | 〃 |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 | 〃 |
| 株式会社ポプラ | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 | 〃 |
| ミニストップ株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 | 〃 |
| 株式会社ローソン | 東京都品川区大崎一丁目十一番二号 | 〃 |
| プリンゲシステム株式会社 | 東京都千代田区内幸町一丁目二番二号 | スマートフォン等の電子機器による決済サービス収納事務 |
| 二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日 | | |
| 令和七年四月一日 | | |
| 三 委託をした日 | | |
| 令和八年四月一日 | | |
| 四 委託期間 | | |
| 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで | | |

大分県告示第百八十号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県新規学卒者実態統計（県基幹統計第八号）を作成するため、令和八年度大分県新規学卒者実態統計調査を次のとおり実施する。

令和八年四月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調査の目的

県内の新規学卒者の進学、就職等の進路状況を県内及び県外別に調査し、卒業者の流動状況を明らかにすることを目的とする。

二 調査の範囲

県内にある大学、短期大学、高等専門学校、専門課程を有する専修学校及び高等学校の令和七年度間の卒業者

三 調査事項

1 大学、短期大学、高等専門学校及び専門課程を有する専修学校

進学者数並びに就職先の地域別及び産業別の就職者数

2 高等学校

進学先別の進学者数及び就職先の地域別の就職者数

四 調査の期日

令和八年五月一日現在によりて行う。

五 調査の方法

別に定める調査票を用いて行う。

六 その他

この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。

大分県告示第百八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和八年四月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| | | | | | | |
|--|-------------------|-------------------------|-------------------------|---------|-------|------|
| <p>一 申請の概要</p> <p>1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名 東京都港区浜松町二丁目三番一号 オリックス不動産株式会社 代表取締役 北村 達也</p> <p>2 特定事業場の所在地及び名称 別府市大字南立石二千二百七十七番地 別府温泉 杉乃井ホテル</p> <p>3 設置される特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三 ハ 入浴施設</p> | | | | 種 | 類 | 入浴施設 |
| 能 | 力 | ① | ② | ① | ② | |
| 工事着手予定年月日 | 許可後 | 一・二二〇四m ³ 四基 | 二・一六九六m ³ 一基 | | | |
| 工事完成予定年月日 | 許可後 | | | | | |
| 使用開始予定年月日 | 許可後 | | | | | |
| 使用時間 | 連続 | | | | | |
| 使用の季節 | 連続 | | | | | |
| 使用の季節的変動 | なし | | | | | |
| 汚水等の一日当たりの量 （①は四基分、②は一基分の水量を記載） | 単位 | ① | ② | 通常値 | 最大値 | |
| | m ³ /日 | 二九・二八 | 一三・〇二 | | 三九・〇四 | |
| 汚水の項目 | 単位 | 通常値 | | 最大値 | | |
| 水素イオン濃度 | | 六・〇～八・五 | | 五・八～八・六 | | |
| 生物化学的酸素要求量 | mg/L | 二〇 | | 三〇 | | |
| 化学的酸素要求量 | mg/L | 二〇 | | 三〇 | | |

| 汚染等の汚水 | 化学的酸素要求量 | 生物化学的酸素要求量 | 水素イオン濃度 | 項目 | 汚水等の一日当たりの量 | | 使用の季節的変動 | 一日当たりの使用時間 | 使用時間間隔 | 使用開始予定年月日 | 工事完成予定年月日 | 工事着手予定年月日 | 主要寸法 | 構造 | 能力 | 処理方式 | 種類 | 4 汚水等の処理の方法 | その他参考となるべき事項 | | | |
|--------|----------|------------|---------|-----|-------------|------|----------|------------|--------|-----------|-----------|-----------|-------------|----------|----------------------|-----------|-----------|-------------|--------------|--------|------|------|
| | | | | | mg/L | mg/L | | | | | | | | | | | | | mg/L | mg/L | mg/L | mg/L |
| | 一六〇 | 一七五 | 〃八・六 | 処理前 | 通常の値 | 三〇二 | なし | 二四時間 | 連続 | 既設 | 既設 | 既設 | 三三m×八・六m×五m | 鉄筋コンクリート | 五四〇m ³ /日 | 固定床式活性汚泥法 | 固定床式活性汚泥法 | 公共下水道へ接続 | 浮遊物質質量 | 二〇 | | |
| | 二〇 | 二〇 | 〃八・五 | 処理後 | | | | | | | | | | | | | | | 窒素含有量 | 六 | | |
| | 一九〇 | 二二〇 | 〃八・六 | 処理前 | 最大の値 | 三九八 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | | 最大の値 | りん含有量 | 三 | |
| | 三〇 | 三〇 | 〃八・六 | 処理後 | | | | | | | | | | | | | | | | 浮遊物質質量 | 三〇 | |

令和八年四月三日

| 汚染等の汚水 | 化学的酸素要求量 | 生物化学的酸素要求量 | 水素イオン濃度 | 項目 | 汚水等の一日当たりの量 | | 使用の季節的変動 | 一日当たりの使用時間 | 使用時間間隔 | 使用開始予定年月日 | 工事完成予定年月日 | 工事着手予定年月日 | 主要寸法 | 構造 | 能力 | 処理方式 | 種類 | 状態の値 | 状態の値 | | | |
|--------|----------|------------|---------|-----|-------------|------|----------|------------|--------|-----------|-----------|-----------|------|----------|---------------------|---------|-----------|---------|--------|-------|-------|------|
| | | | | | mg/L | mg/L | | | | | | | | | | | | | mg/L | mg/L | mg/L | mg/L |
| | 三〇〇 | 一二〇 | 〃八・六 | 処理前 | 通常の値 | 一八 | なし | 二四時間 | 連続 | 既設 | 既設 | 既設 | ― | 鉄筋コンクリート | 二二m ³ /日 | 一、一〇〇人槽 | 腐敗タンク散水ろ床 | 生物化学的処理 | 浮遊物質質量 | 二〇 | | |
| | 六〇 | 六五 | 〃八・五 | 処理後 | | | | | | | | | | | | | | | 窒素含有量 | 一五 | | |
| | 三〇〇 | 一二〇 | 〃八・六 | 処理前 | 最大の値 | 二二 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | 最大の値 | | 最大の値 | 大腸菌数 | 八〇〇以下 | |
| | 九〇 | 八五 | 〃八・六 | 処理後 | | | | | | | | | | | | | | | | 窒素含有量 | 三〇 | |

大分県報(告示)

| | | | | |
|---------|------------------------|--------|--------------|---------------|
| 指定番号 | 指定位置 | 指定年月日 | 道路の幅員 | 道路の延長 |
| 大士第七一四号 | 由布市挾間町下市字上大六五〇二番四ほか一〇筆 | 令八・三・九 | メートル 四・一〇 | メートル 四三・〇〇 |

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第36号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、津久見市内及び佐伯市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和8年4月3日

大分県公安委員会委員長 久 家 里 三

1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり

2 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

津久見市から委託を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者が道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようするため必要と認める事項

大分バス株式会社及び臼津交通株式会社と津久見市との運行時刻等についての調整

別表

| 停留所の名称 | 所在地 | 合意日 |
|----------|--------|-----------|
| 1 落の浦 | 津久見市四浦 | 令和8年3月11日 |
| 2 田の浦 | 津久見市四浦 | |
| 3 摺木 | 津久見市四浦 | |
| 4 松ヶ浦 | 津久見市四浦 | |
| 5 越智小学校前 | 津久見市四浦 | |

| | |
|--------|--------|
| 6 高浜 | 津久見市四浦 |
| 7 大浜入口 | 佐伯市上浦 |

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三十七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和八年四月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類

統合サーバ・ADサーバ・ファイルサーバ等一式の賃貸借

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び職務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の

決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

（三）経営規模

- （1）従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
- （2）自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- （四）経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

（五）その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六・〇九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和八年四月三日から同年四月十七日まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の（一）から（四）までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

（一）地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定す

る者に該当すると判明した場合

（二）二の1の（一）から（五）までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

（三）資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

（四）廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の（一）から（三）までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和八年四月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類

大分県警察情報管理システム用グループウェアサーバ等機器賃貸契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の（一）から（六）までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

（一）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

（二）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（三）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

（四）営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

（五）国税又は大分県税を滞納している者

（六）資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者

(基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 営業年数(基準日までの営業年数をいう。)
- (二) 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

- (1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)
- (2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)
- (四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六―二九六八

3 申請の時期

令和八年四月三日から同月十六日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書(変更届を含む。)及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和八年4月3日

大分県知事 佐藤 樹一 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

統合サーバ・ADサーバ・フアンルサーバ等一式の貸借

(2) 契約期間

令和9年2月1日から令和14年1月31日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(3) 納入期限

令和9年1月31日

(4) 調達内容

別途配布する「統合サーバ・ADサーバ・フアンルサーバ等の貸借に係る仕様書」のとおり

| | |
|---|---|
| <p>(5) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部デジタル政策課基盤システム管理班 (県庁舎本館2階) 電話 097-506-2068 e-mail:al1840@pref.oita.lg.jp</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 2に同じ。</p> <p>(2) 日時 令和8年4月3日(金)から同年5月14日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>4 大分県共同利用型電子入札システムの利用 本件入札は、大分県共同利用型電子入札システム (https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Acceptor/index.jsp) で入札の手続を行う。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県共同利用型電子入札システム運用基準による。</p> <p>5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、(1)から(10)までに掲げる要件を満たしているものに限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和2年大分県告示第326号)のうち、リース・レンタルとしての業種登録を取得している者であること。</p> <p>(3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。</p> <p>(4) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。</p> <p>(5) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県共同利用型</p> | <p>電子入札システム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。</p> <p>(6) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。</p> <p>(8) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。</p> <p>イ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。</p> <p>7 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和8年4月3日(金)から同年4月17日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県会計管理局用度管理課物品調達班（県庁舎本館2階） 電話 097-506-2956、097-506-2957 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html</p> <p>8 調達仕様書及び機能等証明書書の交付及び日時 調達仕様書及び機能等証明書は、大分県総務部デジタル政策課宛てメール送付をすることにより交付する。メールには次の情報を記載することとする。 件名：統合サーバ・ADサーバ・フレイムサーバ等一式入札説明書の交付依頼 本文：会社名、担当部署、担当者氏名及び連絡先 交付は、令和8年4月3日（金）から同年4月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに必要情報を記載した受信メールの返信で入札説明書を送付する。</p> <p>9 入札参加条件</p> <p>(1) 入札説明書に添付している機能等証明書を2に掲げる担当部に提出し、納入しようとする物品の機能等が基準に適合することの証明を受けた者であること。 機能等証明書提出期限：令和8年4月22日（水）午後5時（紙で郵送する場合は必着とする。）</p> <p>(2) 大分県共同利用型電子入札システム（https://www.t-ehs.pref.oita.lg.jp/CALS/Acceptor/index.jsp）により事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、入札等に参加を希望する事業者が、外国法人等の理由で物理的に大分県共同利用型電子入札システムの利用者登録が困難な場合は、大分県共同利用型電子入札システム運用基準に示す様式第5号を提出し、その承認を得た者であること。 入札参加申請期限：令和8年4月30日（木）午後5時（紙で郵送する場合は必着とする。）</p> <p>10 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間 大分県共同利用型電子入札システム（https://www.t-ehs.pref.oita.lg.jp/CALS/Acceptor/index.jsp）により、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を得た者は、2の場所へ次の期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持</p> | <p>参者の身分証明書等で本人（代表者又は受任者）の確認を行うものとする。</p> <p>期間 自 令和8年5月1日（金） 至 令和8年5月14日（木）午後5時</p> <p>11 開札の日時及び場所 (1) 日時 令和8年5月15日（金）午前10時 (2) 場所 大分県庁舎本館2階 デジタル政策課</p> <p>12 入札保証金 見積金額（入札金額×1.1）に12を乗じて得た額の100分の10以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金 契約金額（年額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p> <p>15 再入札 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。</p> <p>17 その他 (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受け</p> |
|--|---|

る。

- (2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) The name of contract matter
Rental of a complete set of integrated servers, AD servers, file servers. -The details are described in the manual of this tender.

- (2) Time Limit to express interests

5:00 p.m. 30 April 2026

- (3) Time Limit for Tender

5:00 p.m. 14 May 2026

- (4) Contact Point for the Notice

Digital Policy Division Office,
General Affairs Department,
Oita Prefectural Government Office
3-1-1,Ohre-machi,Oita city 870-8501 Japan
TEL 097-506-2068

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。

令和8年4月3日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類

大分県警察情報管理システム用グループウェアサーバ等機器賃貸借契約

- (2) 借入期間

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで (60か月)

- (3) 納入期限

令和8年11月30日

- (4) 納入場所

大分県警察本部警務部情報管理課機械室

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (以下「競争入札参加資格」という。) を取得している者であること。

- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

- (4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

- (6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和8年5月7日(木) 正午までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、承認を受け

3 競争入札参加資格に関する事項

競争入札参加資格にない者

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所提出すること。

| | |
|--|---|
| <p>(1) 申請の時期 令和8年4月3日(金)から同月16日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページ (https://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/shikaku2024.html) から申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2968</p> <p>4 契約条項を示す方法、日時及び場所 (1) 大分県ホームページに令和8年6月1日(月)まで入札説明書等を掲示することにより契約条項を示す。 (2) 仕様書は、次の担当部局において令和8年5月7日(木)正午まで示すものとする。 担当部局 大分県警察本部警務部情報管理課運用・管理係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131(内線2423)</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 令和8年6月2日(火)午前10時。ただし、郵送の場合は、同月1日(月)午後5時までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等 (1) 場所 大分県庁舎新館9階会議室 (2) 日時 令和8年6月2日(火)午前10時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその</p> | <p>場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したものの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 落札者の決定の方法 (1) 入札説明書別添1の別紙「大分県警察情報管理システム用グループウェアサーバ等機器賃貸借提案書評価基準」の各項目について、提案内容の評価に応じて上限の範囲内で加減し、技術点(300点満点)とする。 (2) 入札価格について次の式により算出し、価格点(100点満点)とする。 価格点 = 100点 × (1 - 入札価格 / 予定価格) (3) 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、「大分県警察情報管理システム用グループウェアサーバ等機器賃貸借提案書評価基準」の各項目の全てについて基準を満たし、かつ、技術点と価格点の合計点が最も高いものを契約の相手方とする。 ア 有効な入札書を提出した者であること。</p> |
|--|---|

Tel 097-536-2131

| | |
|--|--|
| <p>イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者であること。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、合計点が次に高いものを落札者とする場合がある。</p> <p>(4) 落札者となるべき合計点数の最も高い者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> | |
| <p>13 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131（内線2263）</p> | |
| <p>14 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> | |
| <p>15 その他 (1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> | |
| <p>16 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented Groupware server for Oita Prefectural Police information management system (2) Time limit for tender 10:00 a.m. 2 June 2026 (3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohtemachi, Oita city 870-8502</p> | |